

(平成21年1月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月から54年3月まで

申立期間当時は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。昭和51年から自営業を経営していたが、経営は順調であり、国民年金保険料を納付できない状況ではなかったと記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和41年1月から同年3月までの3か月を除き、国民年金保険料をすべて現年度に納付しており、納付年月日が確認できる60年4月から平成14年3月までの国民年金保険料については、すべて納期限内に納付していることから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は見られず、申立人が国民年金保険料を納付しない事情等も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から47年3月まで
② 昭和53年8月から54年3月まで

昭和44年9月に、夫に国民年金への加入を勧められ、夫が加入手続きしてくれた。申立期間の国民年金保険料は夫が夫婦二人分を納付してくれていたと思う。51年から夫婦で自営業を経営していたが、経営は順調であり、国民年金保険料を納付できない状況ではなかったと記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は、8か月と短期間で、前後の期間の国民年金保険料は現年度に納付していることが確認でき、納付年月日が確認できる昭和60年4月から平成14年3月までの国民年金保険料については、すべて納期内に納付していることから、申立人の納付意識は高かったと考えられ、申立期間②の前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は見られず、申立人が国民年金保険料を納付しない事情等も見当たらない。

一方、社会保険庁の記録によると申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月16日に払い出されていることが確認でき、資格取得日を20歳到達時まで^{さかのぼ}遡ったものと推察され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立てのとおりに44年9月ごろに加入手続きが行われたとはみられない上、仮に申立期間である47年3月まで、申立人が国民年金保険料を納付していたのであれば、この時期に改めて記号番号が払い出されることは無かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年8月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年3月まで

昭和43年11月の婚姻後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料の納付や免除申請手続きを行っていた。私は、申立期間当時を含めて専業主婦であり、夫と別の収入も無いのに、夫だけが申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人とその夫の国民年金保険料の納付記録は、申立人が結婚した昭和43年11月から申立人が60歳に到達した平成14年6月まで、申立期間を除き、夫婦同一である。

また、申立人の夫は、申立期間について、国民年金保険料の納付が免除されており、免除申請が被保険者の属する世帯ごとに行われることが原則であることから、申立人は、申立人の夫と同時に免除されたものと考えてのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認められる。

釧路国民年金 事案 174

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

国民年金制度発足時に加入し、昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達した 58 年 1 月までの国民年金保険料をすべて町の集金人に納付しており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き、国民年金加入期間についてはすべて納付済みである。

また、申立人は、国民年金保険料を町の集金人に納付していたとしており、同町では、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から国民年金保険料の集金業務を行っていたことが確認でき、申立内容に不合理な点は見られない。

さらに、社会保険庁の記録管理がオンラインシステム化される前に使用されていた被保険者台帳は、年度の一部に保険料の未納期間があった場合等に、特殊台帳として保存することとされているが、申立人に係る特殊台帳が無いことから、申立期間が未納であったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。